

令和6年矢板市議会定例会

第401回定例会議

提出議案説明書

令和7年3月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第401回定例会議に当たり、令和7年度予算案並びにこれに関する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由及び市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と、より一層の御協力を賜りたいと存じます。

現在、我が国では、不安定さを増す国際情勢や歯止めのかからぬ人口減少、相次ぐ自然災害など、さまざまな課題に直面しております。そのような中、国においては、「地方創生2.0」の基本的な考え方を示し、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生をはじめ、デジタル・新技術の徹底活用など、5本柱の政策体系を検討し、単なる地方の活性化策ではなく、若者や女性にも選ばれる地方を創っていくことを第一主眼とするとされました。

我々、地方自治体は、自らの地域の将来における人口構造の変化など、将来の姿から逆算して、いまから行うべき施策を考え、実行していくことが求められています。

このような中、私が矢板市長に就任して初めての当初予算となりますが、就任に当たっての所信表明において、矢板市の可能性を諦めず、様々な課題に対し、ありとあらゆる手段を検討しながら、総合的な対策を講じていかなければならないと申し上げました。そのため、この当初予算は、その実現に向けて動き出す重要な予算編成となります。

本市の現状といたしましては、1995年をピークに人口が減少しており、令和6年4月には、初めて消滅可能性自治体に該当してしまいました。特に、若年女性の人口が今後30年間で56%も減少するような指標が示されていることから、こ

れからも人口が減少していくと見込まれております。

こうした人口減少時代を乗り越え、将来にわたって活力を維持していくためには、市民が安心・安全に暮らせる環境づくりを進め、子育て世代や若者をはじめとするすべての方々が、矢板市に住みたい、住み続けたいと考える、選ばれるまちを実現しなければなりません。

また、私たち行政は、スピード感をもって応えていく必要があります。市民の皆さまから託された貴重で限られた財源と資源を有効に活用し、最大の効果を発揮できるよう全力を尽くします。さらに、今後は様々な施設の老朽化対策等も控えており、これ以上先送りできない大型事業などにも着手していかねばなりません。

そういったことや、未来の市民福祉の充実のためにも、「新たな財源の確保」、「稼げる矢板市」を目指し、それに向けた創意工夫にまい進することもまた、30年後50年後も見据えて非常に重要であり、緊急である取り組みだと認識しています。

令和7年度におきましては、目まぐるしく変容する社会情勢にあっても、直面する課題の克服に向けて挑戦し、変革していく元年であるという気概を持ちながら、スピード感のある市政運営を基本とする中で、未来に向けて「変化」と「成長」を遂げる足がかりとなるよう、取り組んでまいります。

続きまして、令和7年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和7年度の矢板市の一般会計と四つの特別会計、二つの企業会計についてありますが、予算規模につきましては、当初予算の総額が253億8,800万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして14億2,540万円、5.9%の増となっております。

内訳としましては、一般会計は158億9,200万円、対前年度比9.9%の増、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が31億1,040万円、国民

健康保険特別会計が34億5,830万円、後期高齢者医療特別会計が5億3,660万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が1,070万円
で、特別会計の合計は71億1,600万円、対前年度比0.1%の減、水道事業
会計は12億2,200万円、対前年度比0.2%の減、下水道事業会計は11億
5,800万円で対前年度比0.5%の増となっております。

次に、令和7年度の主な施策につきまして、矢板市総合計画の重点項目別に概要
を申し上げます。

まず、第一に、時代に即した産業を振興するまちづくりの推進であります。

時代に即した商工業を振興するまちづくりとしては、市内企業の人手不足解消に
向けた取組として就業促進や人材確保を支援する勤労者対策事業、安心して働ける
環境の実現を目指す新産業団地の整備基本計画策定などに係る経費を計上いたしま
した。

持続可能な農林業を振興するまちづくりとしては、農業経営の確立や新規就農の
促進、新たにさつまいもの産地化を図るための支援を行う農業振興事業などに係る
経費を計上いたしました。

自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちづくりとしては、
矢板市の魅力を発信するシティプロモーション事業やスポーツ合宿を軸とした滞在
型の観光需要を取り込むためのスポーツツーリズム推進事業などに係る経費を計上
いたしました。

第二に、災害に強いまちづくりの推進であります。

豊かな自然を大切にする、省資源で循環型のまちづくりとしては、ごみ減量・資
源化事業やごみ収集事業などに係る経費を計上いたしました。

気候変動に適応した、災害に強いまちづくりとしては、公共施設や家庭における再生可能エネルギー導入と防災力強化を目的とした新エネルギー利用促進事業、災害に備えたインフラの整備や資機材の備蓄など基盤整備を図る防災活動推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第三に、未来社会を切り拓くひとづくりの推進であります。

未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちづくりとしては、学力向上推進事業やA Iドリルの活用などによって児童・生徒の創造的な能力の育成を図るための環境整備を行う小・中学校教育振興事業、施設の老朽化対策を行う東小学校施設整備事業などに係る経費を計上いたしました。

すべての人が生涯成長するまちづくりとしては、郷土資料館管理運営事業や文化スポーツ複合施設の維持管理、定住促進補助事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、健幸（健康で幸せ）なまちづくりの推進であります。

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりとしては、こども医療費助成を現物給付で行う子育て支援医療費助成事業や児童の健やかな成長を支援するこども家庭センター運営事業、児童館、学童保育館の活動支援事業などに係る経費を計上いたしました。

医療や支援の輪が充実した健幸なまちづくりとしては、地域医療の維持及び充実を図るための公的病院等支援事業や健康増進事業、こども・成人予防接種事業、障害者総合支援事業などに係る経費を計上いたしました。

第五に、安心快適なまちづくりの推進であります。

すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりとしては、公共交通に対するニーズを把握し、公共交通体系の検証を行う地域公共交通運行事業や空き家の利活用等を図るためのモデル事業を行う空家等対策推進事業、生活道路の安全・安心を守る市道維持管理事業、行政区が実施する認定外道路の舗装整備を支援する地域活動推進事業、長井地区の市道改良を行う道路新設改良事業などに係る経費を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と、令和7年度予算案の概要について申し述べました。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、令和7年度当初予算7件、令和6年度補正予算1件、条例の制定2件、条例の一部改正15件、条例の廃止1件及び人事案件1件の計27件であります。

議案第1号から議案第7号までの7議案については、それぞれ令和7年度の矢板市一般会計、各特別会計及び各企業会計の予算案であります。内容等につきましては、先ほど予算編成方針及び主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第8号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出全てに検討を加え、過不足を精査の上、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出からそれぞれ331万円を減額し、予算総額を159億

9、219万7千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上した主なものは、総務費の人事給与管理費及び財産管理費、民生費の障害者総合支援事業、児童措置費等、衛生費の予防費、農林水産業費の農業総務費、農地耕作条件改善事業等、教育費の図書館費であります。

また、職員給与費等につきましても、応募認定退職に係る退職手当負担金の増額を行いました。

一方、減額した主なものは、総務費の地域公共交通費、矢板市長選挙費等、民生費の社会福祉総務費及び高齢者生きがい総合推進事業、衛生費の環境衛生費及び塵芥処理事業、農林水産業費の日本型直接支払事業、商工費の観光費、土木費の道路新設改良費、橋りょう維持費等、教育費の小学校一般管理費、中学校教育振興費等、災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費であります。

なお、これらの財源につきましては、市税、法人事業税交付金、地方交付税、県支出金、寄附金及び諸収入を追加計上し、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金及び市債を減額いたしました。

あわせて、繰越明許費及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたこと

に伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システム標準化で実装される「住登外者宛名番号管理機能」の係る場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する条例の整備が必要であり、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正について、議案第15号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第16号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和6年人事院勧告により国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたこと等に伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正については、組織名称の変更に伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、介護療養型医療施設が廃止となったため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 矢板市企業誘致条例の一部改正については、企業誘致の強化を図るため、矢板市企業誘致条例等に基づく奨励金制度の見直しを行うに当たり、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号 矢板市水道法施行条例の一部改正については、国の水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号 矢板市文化会館条例の廃止については、令和7年度から実施予定の矢板市文化会館の解体に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第27号 副市長の選任同意については、矢板市■■■■■■■■■■、印南洋之氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（副知事及び副市町村長の選任）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。